

2017年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造 様

日本共産党滋賀県議会議員団

日本共産党滋賀県地方議員団

## 県民の健康と命を守る社会保障としての国保制度を堅持するために、国民健康保険料(税)の統一化を撤回し設定にあたっては市町の裁量にゆだねること

日本共産党滋賀県議員団と同地方議員団は、4月20日に、国保運営方針策定にあたって、保険料(税)率の「統一化」は行わないことや、県が定める「標準保険料率」を全市町に一律に適用せず、地域の実情に応じ、保険料を設定することを認めること、法定外繰り入れの解消を市町に押し付けないことなどを求めてきました。

しかし、8月31日に策定された国保運営方針では「市町ごとの医療費水準の格差を納付金算定に反映しない」とし、保険料水準の統一をめざす方向を示し、さらに「保険料(税)の負担緩和を図るための繰り入れについて各市町において平成35年までの段階的解消をめざす」ことを掲げています。

国保法は第3条で「保険者は、市町村・特別区」に県が加わったからといって、市町が保険者であることには変わりはありません。それは自治体によって住民の状況(年齢層、所得層、健康状態)が違い、また医療機関の整備状況や予防活動も市町によって違いがあるなど、広域的に運営するには、無理があるため、保険者を市町としているのです。

保険料引き下げのために一般会計からの法定外繰り入れは2014年度1人当たり7,780円、総額24億8千万円で、繰り入れがなくなれば大幅な保険料の引き上げにつながります。すでに滋賀県が示した平成29年度1人当たりの保険料の試算状況では、19市町中11市町が平成28年度と比べて保険料が上がることを示されています。これ以上の保険料(税)の引き上げは認められません。

そもそも国保第1条に掲げているように国保は憲法25条で規定する生存を保障する社会保障の根幹をなすものである国民皆保険制度として国民の健康と命を守るものです。その立場でたった国保事業がおこなわれるよう、以下の点を強く求めるものです。

- ① 医療費水準に地域差があるのは当たり前。「医療費水準を反映しない」ことは国保料(税)統一化となる。県の国保運営方針から撤回すること。
- ② 県が示す「標準保険料」はあくまでも「技術的助言」であり、法的拘束力をもつものではない。国保料(税)算定にあたっては、市町の裁量を認めること。
- ③ 保険料(税)負担軽減のために、県独自の財政支援を行うこと。また保険料(税)の激変緩和策を講じること。
- ④ 保険料(税)負担軽減のために、法定外繰入を行うことは、市町の裁量であり認めること。
- ⑤ 今日の国保財政の危機的要因は、国の財政措置が減らされていることである。段階的に補助率をもどすよう県としても国に働きかけること。
- ⑥ 医療費適正化のためには、予防活動を強化し、病気の早期発見・早期治療が欠かせない。健康な街づくり推進へ県として積極的な取り組みを強化すること。

以上